

各 高齢者福祉施設等の代表者 様

岐阜県健康福祉部長

高齢者福祉施設等内における事故・事件に係る報告の徹底等について（通知）

高齢者福祉施設等内において発生した事件・事故については、「社会福祉施設等内における事故・事件対応マニュアル」（岐阜県健康福祉部・平成29年3月改訂）（以下、「マニュアル」という。）により、県に報告いただいているところですが、一部内容につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

また、事故・事件に係る県への報告は、マニュアルにおいて、下記のとおり報告基準を定めているところですが、施設への実地指導等において、報告基準に該当するものの、未報告となっている事案が散見されます。報告基準に該当する事案が発生した際には、マニュアルに基づく報告を徹底されるよう、あわせて通知します。

記

1 新しい取扱いの内容

マニュアルにおいて、県事務所福祉課等へ報告する場合の期限については、明確な定めが無かったが、重大事案を早期に把握し対応するという観点から、今後は以下のとおりとする。

① 死亡事故及び虐待案件（疑いを含む。）については、原則、発生（発見）時から24時間以内に、県事務所福祉課等へ第一報を報告すること。

（第一報の内容は事案の概要・被害の状況のみで可とし、書面、電話等の方法は問わない。
第一報後は、従来どおりマニュアルに基づく様式により詳細な報告を行うこと。）

② 適用開始日 平成30年2月1日

2 マニュアルの報告基準に基づく報告の徹底について

以下の報告基準に基づき、事案発生の際には報告を徹底すること。

（施設等の運営の透明性確保という観点から、幅広い報告に留意されたいこと。）

【報告基準】

- ・ 施設で火災が発生した場合
- ・ サービス提供中（※）に利用者が転倒等の事故によりけが（医療機関を受診したものを原則とする）又は死亡をした場合
- ・ 利用者間のトラブルにより死亡者・けが人が発生した場合
- ・ その他施設長が報告を必要と認める場合

（※）施設系サービスにおいては、施設入所中の全ての時間を指します。

（参考）「社会福祉施設等内における事故・事件対応マニュアル」（岐阜県健康福祉部・H29.3月改訂）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/horei/11221/shisetsu-jiko.data/manual.pdf>

担当所属	岐阜県高齢福祉課介護事業者係		
係長	熊谷	担当者	中野
電話番号	058(272)8298（直通）		
F A X	058(278)2639		
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		